

令和2年5月1日

幼児組保護者各位

松ヶ岬保育園

園長 佐々木正乗

登園自粛期間における給食費の返還について

この度は、長期にわたる「登園自粛」にご協力を頂きありがとうございます。

さて、4/21発出の「マメール」でもお知らせの通り、登園自主期間中については、理由を問わず、保育園をお休み頂いた日数分の給食費を返還することと致します。具体的な返還方法は下記の通りとなりますのでご連絡を申し上げます。

記

1. 給食費の返還対象となる期間

令和2年4月9日（木）より令和2年5月9日（土）

（さらに延長された場合はその期日まで）

2. 給食費の返還額の計算方法

1日当たり200円×登園自粛期間中の欠席日数（欠席の理由は問いません）

3. 具体的な返還方法（月ごとに精算／例示・4月の自粛協力日数5日間の場合）

期 日	内 容	金 額
4/27	4月分給食費満額引落	4,500円
5/27	5月分給食費満額	4,500円
	4月分給食費返還額(4/9~4/30) @200円×5日	-1,000円
	5月引落額	3,500円

※ 5月分返還については、同様に6月分給食費引落時に相殺します。

4. 備 考

※ 登園自粛日数については園で把握している日数とします。本来ならば保護者の方と事前に日数を確認すべきところですが登園自粛なさっている方も多く叶いません。事後になりますが疑問に思われる方はお申し出ください。

※ 第3子以降等で給食費が減免となっている方にも、この文書を配布しておりますのでご容赦ください。

以 上